

4月から運用開始

食リ製品ー認証・普及制度

識別マークが食リの目印に

【財】食品産業センターが農水省の補助事業として検討を行ってきた食リサイクル製品ー

認証・普及制度の実施要綱が確定した。原材料に食品循環資源を10%以上含むなど一定の基準を満たす肥料を食リサイクル肥料として認証し、この肥料を

使用した農産物や加工食品には識別マークを付与できるという制度で、【財】日本土壤協会を認証機関に、4月1日から運用が始まる。認証対象になる肥料は、戻したい肥を除く原材料に対して食品循環資源が容積比または重量比で10%以上含有

する肥料で、製造時に表面から30センチ層で60度C以上の温度を7日間以上保持して製造されていること、製品には異物混入がなく、熱水抽出法によるこまづな種子の発芽率が80%以上であること、などの規定がある。審査料(税込)は、1銘柄当たりの肥は5万2500円、たい肥以外の特殊肥料または普通肥料は2万1000円。認証を受けた肥料製造業者は、認証マークと認証番号を肥料の包装・容器などに直接貼付するか、印刷などにより認証の表示ができるようになる。認証された食リサイクル肥料を、各都道府

県が定める作物別肥料施用基準などの窒素成分量に対して10%相当以上使用して生産した農産物は「食リサイクル肥料使用農産物」と呼称でき、公的データベースSEICA(青果ネットカタログ)に登録して、各製品・生産物に識別マークを付けられるようになる。食リサイクル肥料使用農産物を最低5%以上使用した加工食品は、「食リサイクル肥料使用農産物加工食品」と呼称でき、同様にSEICAへの登録、識別マークの使用が可能になる。



認証された食品リサイクル肥料(※)と食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品に使用できる識別マーク

平成21年3月23日
週刊循環経済新聞